

福の助商店 6月運行スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
		1 D	2	3 A	4	5
6	7	8 B	9	10 C	11	12
13	14	15 D	16	17 A	18	19
20	21	22 B	23	24 C	25	26
27	28	29 D	30			



福の助商店 6月の運行スケジュール

町では商店の減少や高齢化社会に対応するため、日常の買い物にお困りの方を支援する「移動販売 福の助商店（高齢者等買い物弱者移動販売事業）」を令和2年1月より開始しました。移動販売事業は水郷つくば農協に委託し、日常生活に必要な食料品やお肉、お魚、惣菜、地場産野菜、日用雑貨品などを販売しています。

ぜひ、ご利用ください！ ※お買い物の際は、買い物袋をご持参ください。

運行ルート A

時間	販売場所（地区）
09:50～10:15	押戸集会所（押戸）
10:25～10:50	農協文間倉庫駐車場（立木）
11:00～11:25	惣新田集会所（惣新田①）
11:30～11:50	旧惣新田下坪宮農組倉庫前（惣新田②）
13:30～13:55	羽中集会所（羽中）
14:05～14:30	南野原集会所（中谷③）
14:40～15:05	地域ふれあいセンター（中谷①）
15:15～15:40	加納新田上坪集会所前

運行ルート B

時間	販売場所（地区）
09:50～10:10	八幡台集会所（八幡台）
10:20～10:40	ぞうさん公園（第二公園）（フレッシュタウン③）
10:45～11:05	自転車公園（第一公園）（フレッシュタウン②）
11:35～12:00	布川台集会所駐車場（布川台）
13:40～14:05	内宿集会所（内宿）
14:20～14:45	加納新田中坪集会所（加納新田②）
15:00～15:20	土手下、木村様宅前（押付新田②）
15:25～15:45	旧農協跡地（上曾根②）

運行ルート C

時間	販売場所（地区）
09:50～10:10	押付新田集会所（押付新田①）
10:20～10:45	羽根野台第一公園（羽根野台）
10:55～11:20	早尾台中央公園（早尾台①）
11:30～11:50	早尾台自治会館敷地内駐車場（早尾台②）
13:30～13:50	天神様（早尾①）
14:00～14:20	早尾台緑地広場（早尾②）
14:30～14:50	豊島典夫様宅前（上曾根①）
15:00～15:20	利根町文化センター駐車場（下曾根）
15:30～15:50	羽根野集会所（羽根野）

運行ルート D

時間	販売場所（地区）
09:50～10:15	運動の公園（利根ニュータウン②）
10:25～10:50	フレッシュタウン自治会館前駐車場（フレッシュタウン①）
11:00～11:25	柳田國男記念公苑駐車場（馬場）
11:35～12:00	福木沖集会所（福木）
13:40～14:05	風の公園（利根ニュータウン①）
14:15～14:40	第二公園（白鷺の街）
14:50～15:10	下中谷防火水槽脇・リサイクル集積所（中谷②）
15:20～15:40	増田照樹様宅敷地内（立崎）

▶移動販売車の運行などに関する問い合わせ（販売委託先）

水郷つくば農業協同組合
竜ヶ崎地区本部 営農課 ☎62-2211

▶運営主体

福祉課 高齢介護係 ☎68-2211（内線123）

※天候や道路状況により到着時間が遅れる場合や、荒天時には予告なしに販売を中止することがあります。

当日の運行状況は

【公式 Twitter @tonefukunosuke】

でチェックできます！ QRコード▶



選挙管理委員会からのお知らせ（続）

郵便等による不在者投票制度のご案内

身体に障害があり、選挙の際に投票所へ出かけて投票することが困難な人は、郵便による不在者投票の制度が利用できます。郵便等による不在者投票ができる方は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証が交付されている方で、その障害の区分が下の表に該当する方です。

郵便等による不在者投票をするには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。郵便などによる不在者投票制度の利用を希望する方は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票制度を利用できる方

身体障害者手帳をお持ちの方

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹の障害、移動機能の障害	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

戦傷病者手帳をお持ちの方

障害名	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分	要介護5
---------	------

○郵便等による不在者投票における代理記載制度を利用できる方

郵便等による不在者投票を利用できる方で、その区分が下の表に該当する方は、あらかじめ利根町選挙管理委員会に届け出た方に投票の代理記載をさせることができます。

身体障害者手帳をお持ちの方

障害名	障害の程度
	1級
上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳をお持ちの方

障害名	障害の程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢、視覚の障害	○	○	○

▶問い合わせ先 利根町選挙管理委員会 ☎68-2211（内線318）

▼問い合わせ先 総務課 秘書広聴係 ☎68-2211（内線311）

問 町中で外国人をよく見かけます。その方たちの母国語で挨拶ができたと思うことがあります。簡単な挨拶文を勉強できる教室などを開いていただけたらと思います。

答 いろいろな国の方と相手との国の言葉で挨拶ができたなら親しみを感じ、交流もつきっかけになることと思います。現在、利根町国際交流会の協力により、国際交流事業を進めております。今後も、利根町国際交流会と連携を図りながら、外国語教室の開催を検討していきたいと思っております。教室を開催する際には、町民の皆さまに周知いたしますので、ぜひともご参加ください。

担当 生涯学習課

問 空き家の木が自宅の屋根の上まで伸び、困っております。台風時には、壊れかけの家屋から破片が飛んできて生きた心地がしませんでした。早急に対処して下さるよう切に願います。

答 現地を確認いたしました。記録写真を撮り、所有者に対し改善を求める文書を発送いたしました。今後も改善状況を見守りながら、引き続き指導してまいります。

担当 環境対策課

町長への手紙は、町民の皆さまの声を町政に反映させるためのものです。今月号の広報に専用紙を掲載しておりますが、任意の用紙でも構いません。皆さまのご意見・ご要望などをお寄せください。いただいたお手紙は町長がすべてに目を通し、担当課と協議のうえ回答いたします。今回は、令和2年度にいただいた24通のお手紙の中から、抜粋して紹介します。

町長への手紙
皆さまの声をお寄せください

